

障がいのある方が住みなれた地域で
あんしんして暮らせるように・・・

～大仙市地域生活支援拠点等事業のご案内～

大仙市地域自立支援協議会
地域生活支援拠点等推進委員会

地域生活支援拠点等とは

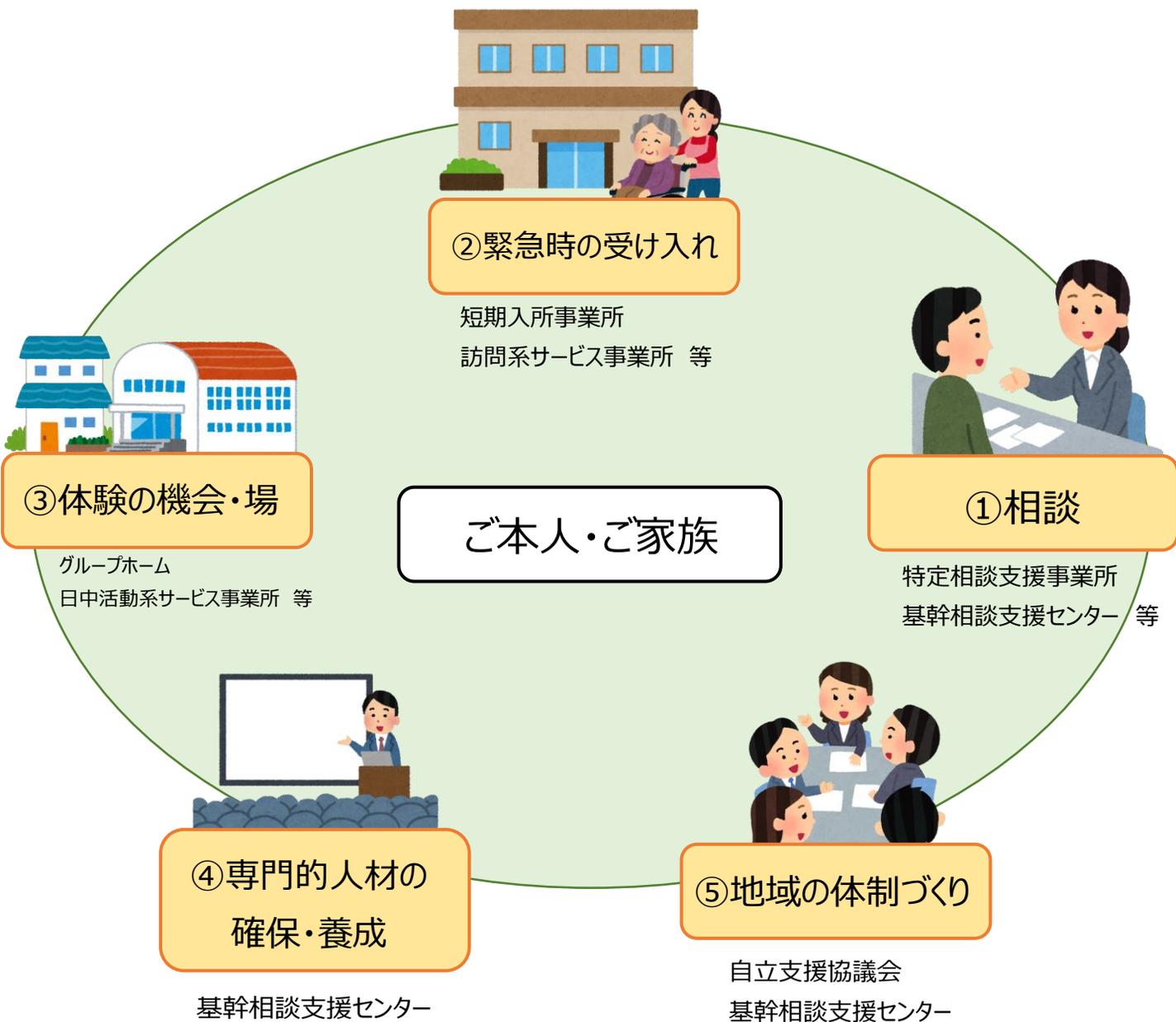
どんな人も自分の住みたい地域に暮らし続けていくためには

「何かあった時」に相談することができる、支援を受けることができるところがあるということが大事です。

「もしも」の備えをしておくことで、障がいのある方やそのご家族が安心して生活を送ることができるように支援していく・・・それが地域生活支援拠点等の役割です。



大仙市における地域生活支援拠点等（イメージ）



大仙市では令和3年より【面的整備】として地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録を開始しました。面的整備とは、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制のことです。

拠点等の機能を担う機関は、大仙市地域自立支援協議会「地域生活支援拠点等推進委員会」にて、大仙市の地域生活支援拠点等をより良いものをするため、定期的に協議を行なっています。

※大仙市地域自立支援協議会についてはこちらから→



地域生活支援拠点等の機能について

① 相談

障がいのある方の緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談
その他必要な支援を行ないます。

② 緊急時の受け入れ・対応

家族など介護者の急病や障がいのある方の状態・環境変化等の
緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行ないます。

③ 体験の機会・場

精神科病院に長期入院している方や、入所施設から自分の望む場所
で生活を希望する方や保護者などからの自立に当たって、体験の機会・場
を提供します。

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がいのある方、高齢化に伴い障がい
が重くなった方に対して、専門的な対応を行なう事ができる体制の確保
や、専門的な対応ができる人材の養成を行ないます。

⑤ 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス体制の確保や、地域の社会
資源の連携体制の構築等を行ないます。

地域生活支援拠点等に登録している障がい福祉サービス事業所に
ついてはこちらから（移動先の下の方にあります） →



地域生活支援拠点等コーディネーターについて

大仙市では「大仙市基幹相談支援センターかのん」が市より委託を受け、地域生活支援拠点等コーディネーターの業務を行なっています。

コーディネーターの業務は以下の通りです。

①相談対応

地域生活支援拠点等の事業について、話を聞いてみたい、制度の説明を受けたいなど、地域生活支援拠点等の相談に対応します。

②緊急時対応

障がいのある方が介護を受けることができない緊急の事態が発生した時に短期入所やヘルパーなど障がい福祉サービスの調整を行ないます。なお、緊急時対応については、担当の相談支援専門員がいる場合は、担当の相談支援専門員が対応します。

※相談支援専門員が対応できない場合はコーディネーターが対応します。

③地域体制の整備

様々な障がいのある方やニーズに対応できる地域の受け入れ体制の整備を行ないます。大仙市地域自立支援協議会で協議を行ない、連携体制を作っていきます。

④人材育成

特別な支援を必要とする障がいのある方（特別な医療を必要とする方や強い行動障がいのある方など）に専門的な対応をすることができる体制や人材の養成を行ないます。

※④は基幹相談支援センターとしての業務です

【地域生活支援拠点等コーディネーター連絡先】

大仙市基幹相談支援センターかのん（地域サポートセンター川音の中にあります）

TEL：0187-65-2003

携帯：080-8208-3984（夜間・休日の連絡先）

緊急時対応について

緊急時ってどんな時？

- ・介護する方が入院のために本人の介護を行えなくなった
- ・介護する方が通夜や葬儀に出席しなくてはなくなった
- ・介護する方が出産や子の看護により一時的に介護できなくなった
- ・障がいのある方本人の体調の変化により自宅での生活が難しくなった
- ・障がいのある方本人への虐待の恐れがある
- ・その他、大仙市が必要と認めた場合

※災害時は「大仙市地域防災計画」に基づいた対応をします。
(大仙市地域防災計画は右の QR コードからご確認ください。)



大仙市ホームページ
「大仙市地域防災計画」へ



福祉サービスによる緊急時対応

短期入所
の利用

ヘルパー
の利用



障がいのある方が暮らしたい地域で
暮らし続けていくための支援を行ないます

緊急時対応の流れ

緊急事態
の発生！



※赤枠は利用者
または家族が行なうもの

障がい福祉サービス利用ありの方
(担当の相談支援専門員がいる方)

障がい福祉サービス利用なしの方

担当の相談支援専門員に連絡

【相談支援専門員】

短期入所やヘルパーなど
障がい福祉サービス利用の調整

利用できる

利用できない

拠点等コーディネーターと連携し、
障がい福祉サービス利用の
再調整
※拠点等事業所として登録
されている事業所に優先的に
協力依頼

障がい福祉サービスの利用

拠点等コーディネーターに連絡

【拠点等コーディネーター】

短期入所やヘルパーなど
障がい福祉サービスの利用調整
※拠点等事業所として登録されている
事業所に優先的に協力依頼

受け入れ事業所の決定

※大仙市社会福祉課へ障がい福祉
サービスを利用する旨を連絡

・障がい福祉サービス、障がい支援区分の申請
・相談支援事業所の選定

※緊急度によっては利用開始後でも可

障がい福祉サービスの利用

サービス利用後は関係者で
振り返りの担当者会議を実施



地域生活支援拠点等の利用例

●利用例その1 (障がい福祉サービス利用ありの方)

52歳男性(知的障がい)、80歳の母と二人暮らし。普段は母が本人の面倒を見ている。母の体調が悪く、急に1週間ほど入院することになった。本人の面倒を見てくれる親族は近くにいなかったため、地域生活支援拠点等の緊急受け入れを利用。普段は短期入所(ショートステイ)を利用していなかったが、担当の相談支援専門員が短期入所の利用調整を行ない、母のいない間の生活を安全に過ごすことができた。



●利用例その2 (障がい福祉サービス利用なしの方)

28歳女性(精神障がい)、50代の両親と3人暮らし。遠方に住む父の親族に不幸があり、両親が通夜と葬儀に参加しなくてはいけなくなった。本人は精神的な不調のため連れていくことができない状態。普段から福祉サービスは利用しておらず、担当の相談支援専門員もいなかった。そのため、両親が地域生活支援拠点等コーディネーターに連絡し、緊急の短期入所利用の調整をしてもらい安心して過ごすことができた。



※利用例は
実際の事例ではありません

地域生活支援拠点等を利用したい方は事前登録をお願いします

緊急時に障がいのある方が取り残される、または介護を続けることができなくなるリスクが高い世帯の皆様には事前の登録申請をお願いしております。

【登録可能な方】

(例)

- ・一人暮らしをしている障がいのある方
- ・緊急時にご家族等からの支援を受けることが難しくなるとされる障がいのある方
- ・その他、拠点等コーディネーターと大仙市役所社会福祉課で必要と認められた方

申請は、大仙市役所社会福祉課、または最寄りの大仙市役所の支所でも申請可能です。

(担当相談支援専門員や地域生活支援拠点等コーディネーターによる申請代行もできます)

事前登録することで、緊急時の支援をよりスムーズに行なうことが可能となります。

詳しくは、担当の相談支援専門員にご確認いただくか、大仙市役所社会福祉課、または地域生活支援拠点等コーディネーターにお問い合わせください。



相談先・問い合わせ先

- 大仙市基幹相談支援センター かのん

(地域生活支援拠点等コーディネーター連絡先)

TEL: 0187-65-2003

平日 8:30 ~ 17:30

※地域サポートセンター川音の中にあります

《夜間・休日の連絡先》

携帯: 080-8208-3984

- 大仙市役所社会福祉課障がい者支援班

TEL: 0187-63-1111

平日 8:30 ~ 17:15